白山麓の越境出作り－文書に見る白峰村白峰の事例－

橘　　礼吉

DEZUKURI, AT THE FOOT OF MT. HAKUSAN, SET UP BY TRESPASSING THE BORDER OF THE PROVINCES
－EXAMPLES OF SHIRAMINE DISTRICT, SHIRAMINE-MURA SEEN IN THE RECORD－

Reikichi TATIBANA

越境出作りとは
－まえがきにかえて－

加藤助参氏は，昭和５・６・７年時の810戸の出作りを，町村域別にさらに集落域別に分析した。これによると石川県白峰村は322戸で，福井県全域の250戸を遙かに凌駕しており，手取川本流源流の山地が出作りの核心地域であったことを裏付けている（表１参照）。さらに石川県下12集落，福井県下４集落についての実態数値からは，白峰村白峰が262戸で，白峰村桑島80戸，五箇村上打波74戸と比較すると桁外れに多い，特に白峰では262戸中自らの集落地区内で出作りしているものは205戸である。そして永住出作り47戸，季節出作り10戸が白峰領域外へ出向いていた。白峰村桑島では，永住出作り12戸が外より入りこみ，季節出作り20戸が領域外へ出むいている。白峰村下田原では，永住出作り１戸，季節出作り20戸が，他より下田原領域へ入りこんでいる（表２参照）。補足すれば，白峰村白峰出自の出作りが57戸，桑島・下田原をはじめ，尾口村，新丸村，さらに福井県五箇村へ出向いていたわけである。つまり，石川県・福井県を問わず，白峰村白峰の出作り戸数は他と比

表１　昭和初期の出作りの分布

県都別	町村別	現住戸数	出作戸数 周期的	出作戸数 永久的	出作戸数 合計	出作戸数と現住戸数の比率
		戸	戸	戸	戸	%
石川県能美郡	白峰村	685	126	196	322	47.02
	尾口村	398	106	5	111	27.64
	新丸村	287	34	26	60	20.91
	鳥越村	1,107	1	8	9	0.81
石川郡	吉野谷村	455	44	8	52	11.43
	河内村	583	6	－	6	1.03
	石川県計		317	243	560	
福井県大野郡	五箇村	277	81	20	101	36.46
	下穴馬村	269	5	－	5	1.84
	上穴馬村	443	－	13	13	2.89
	石徹白村	226	?	?	?	?
	北谷村	485	－	94	94	19.38
	平泉寺村	362	－	4	4	1.11
	勝山町	1,871	－	30	30	1.60
	野向村	406	－	3	3	0.73
	福井県計		86	164	250	
	総計		403	407	810	

本文では永久的出作を永住出作り，周期的出作を季節出作りとしたが，実態は同じ。　（加藤，1935による）

表２　昭和初期の主要出作り母村における出作り戸数

村別	出作母村	現住戸数	當該区民出作戸数 周期的	當該区民出作戸数 永久的	當該区民出作戸数 計	現住戸数中同上%	當該区地籍内出作戸数 周期的	當該区地籍内出作戸数 永久的	當該区地籍内出作戸数 計	現住戸数中同上%
		戸	戸	戸	戸	%	戸	戸	戸	%
白峰村	白峰	452	53	209	262	58.0	43	162	205	45.3
	桑島	221	60	20	80	36.4	55	32	87	39.4
	下田原	12	8	1	9	75.0	28	2	30	250.0
尾口村	鴇ケ谷	28	22	1	23	82.1	22	1	23	82.1
	東荒谷	17	17	－	17	100.0	18	－	18	106.0
	東二口	30	20	－	20	66.7	20	3	23	76.7
	女原	50	16	－	16	32.0	18	－	18	36.0
	尾添	85	19	1	20	23.5	23	1	24	28.2
新丸村	杖	47	21	16	37	78.7	26	16	42	89.4
	新保	68	6	－	6	8.8	8	－	8	11.8
吉野谷村	中宮	109	49	－	49	45.0	44	－	44	44.0
河内村	奥池	6	6	－	6	100.0	6	－	6	100.0
五箇村	上打波	129	54	20	74	57.4	52	20	72	55.8
	下打波	51	27	－	27	52.9	29	－	29	56.9
下穴馬村	後野	24	3	－	3	12.5	3	－	3	12.5
	長野	16	2	－	2	12.5	2	－	2	12.5

（加藤，1935による）

べ桁外れに多いのである。この加藤氏の調査数値は，出作りという生業慣行・生活慣行は白峰村白峰の人達が創りだした林野利用方法であることを示唆する資料として，非常に貴重であるといえよう（加藤，1935）。

表題でいう越境出作りとは，他集落領域へ出むいて出作りすることを指す。越境出作りに関しては白山麓全域を見通しても，文献資料・聞取資料を総合しても石川県白峰村白峰よりのものが際立って目立っている。出自地を離れて他集落，時には国(県)境を越えた場所に住居を構え生業を営むことは緊張感を伴った行為に違いないし，実際にトラブルも発生したと想像される。越境出作りに関する文献資料は，『勝山市史』等に記載を見るが数少ない。この報告は，文献資料をとおして，江戸時代の越境出作りの分布や実生活を把握することに主眼をおくこととした。

越境出作りの広がり
ー白峰村白峰よりどこまで出作りしていたかー

江戸時代末期の出作り分布やその実数を知りたい時，白峰村白峰の織田家所蔵文書，文久三年(1863)の「白山麓拾八ヶ村留帳」が引用されることが多い（『白峰村史』下巻，p.436）。これによると当時の白峰（牛首）には480戸の家数があり，その内200戸が季節出作りを，180戸が永住出作りをしていたと書き，さらに越境出作り先にも言及している。同じ年，文久三年の白峰村白峰山岸家所蔵文書「村高田畑訳並に見取り反別家数人数男女別に書上の扣」によると，白峰の家数は536戸，人口は2,821名である(『山口・杉原家文書目録』，p.108)。両文書の家数を比較すると，山岸家文書の536戸に対し，織田家のそれは480戸で56戸の開きがある。補足すれば，「白山麓拾八ヶ村留帳」の数値は，集落戸数480戸，季節出作り200戸，永住出作り180戸のように数字は，全部零いわゆる「まる」の数字なのである。集落戸数では山岸家文書の方が信憑性が高いように思える。同じ視点にたち，季節出作りや永住出作りの戸数についても「まる」数字で非常に曖昧で，信憑性が低いと考える。しかし，どこへ出作りしていたかの地名記載は，集落戸数・出作り戸数という曖昧な統計数値とは違い，信憑性がかなり高いのではないかと判断した。「拾八ヶ村留帳」に記録された越境出作り先は，図1に示した。加賀側では天領十八ヶ村領域へは多く出むいた筈であるが，まったく記録がない。これは，加賀側の十八ヶ村領域は白峰にとっては，同じ行政領域（領国や天領）内で自分の庭のような感覚でとらえていたから，記録しなかったのだと思う。十八ヶ村以外では，手取川水系では瀬波・中宮，大日川水系では左礫・三ツ瀬・阿手，大杉谷川水系では大杉，さらに動橋川水系では今立等の領域山地である。越前側では，別山・三ノ峰(2,128m)より大日山(1,368m)に至る山系いわゆる加越国境の山並を越えた領域山地であり，打波川・女神川・湯の谷・暮見谷・滝波川等の源流域山地である。

千葉徳爾氏は，白峰村白峰の浄土真宗寺院の過去帳より，檀家出作り者の死亡場所すなわち出作り地を歴史的に検出しようとする試みをされた（1983）。過去帳の最古は天保五年(1834)で，明治五年(1872)までに記録された越境出作り先をも含んだ出作り地は，図1で示した。最も遠く離れた越境出作り地は動橋川源流の今立領域山地である。今立へ行くには白峰より四つの分水嶺を越えなければいけない。具体的には，まず白峰より大道谷・五十谷経由でサシアゲ峠(1,030m)を越えて赤谷へ，さらに白木越(1,280m)を通って大日川源流へ，さらに牛首峠(410m)経由で大杉谷川源流域へ，さらに大杉峠(473m)経由で動橋川源流へ至るのである。平野部居住者の感覚，また現代の感覚では及びもつかない，水平距離と高度の克服である。白峰出自の焼畑民が，生業に適した優れた山地を見出し，出作りを経営するため，平野部・都市居住者が想像もできない広範囲山地を駆けめぐっていたのかが判る。

加賀領域の越境出作り

1．天領帰属に伴う越境出作り問題

越境出作りに関して，白峰村白峰の事例中心に報告するわけであるが，最初の事例は尾口村瀬戸と尾添の事例なのでことわっておく。「出作り」という文言の初見は，『白山収公一件』記載の寛文八年(1668)8月26日付の文書である。白山は山岳信仰の山で，登拝は加賀，越前，美濃の三ヶ所の登山口からなされた。信仰登山をめぐる利権をめぐって，加賀側と越前側は中世以来争いが絶えなかった。江戸幕府は，加賀・越前両藩の対面を傷つけることなく，頂上を含めた山麓の紛争地を直轄地すなわち天領とすることで問題を処置した。

天領領域が新しく線引きされた結果，尾添・瀬戸は天領所属となってしまったので，加賀藩への移住を希望する農民が発生した。移住希望の理由は，天

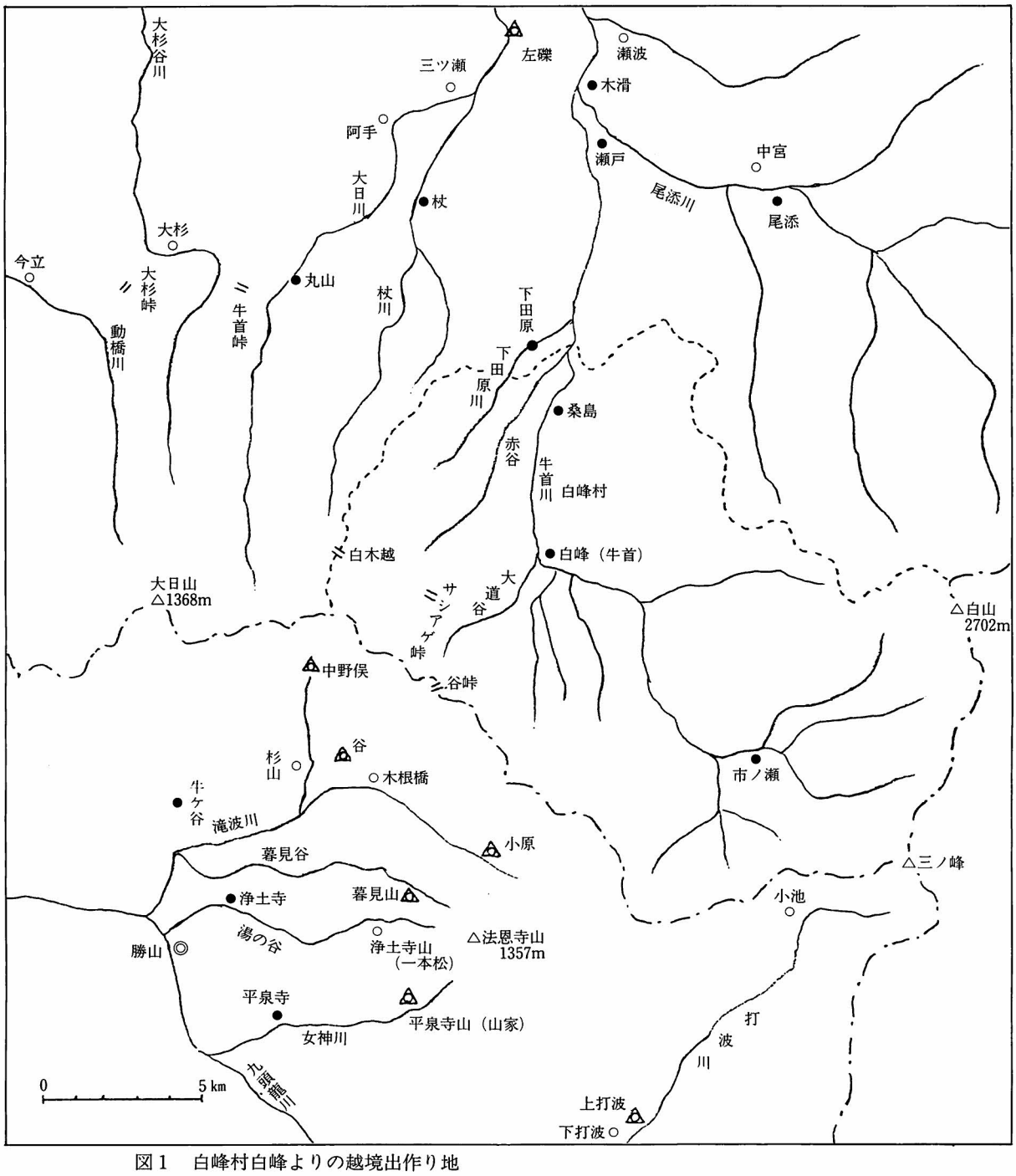

図１　白峰村白峰よりの越境出作り地

○：織田家文書「白山麓十八ヶ村留帳」による（白峰村史編纂委員会,1559）

△：白峰Ｒ寺過去帳による（千葉,1983）

領の線引きで越境出作りの継続が不可能となったためである。事の顛末は『白山所属争議』に記述されている(石川県図書館協会，1971復刻)。帰属が加賀藩より幕府直轄地となった尾添村民は，堺川（現尾添川）を越えて加賀藩領の中宮村領域への越境出作りを，また帰属が越前藩より幕府と変わった瀬戸村民は堺川を越え加賀藩木滑村への越境出作りを，共に続けることができなくなった。尾添から中宮への越境出作りに関しては「年々所を替焼畠仕候高山に而，越中山へも続境目と申儀も無之」とあり，境界のはっきりしない山地で自由に焼畑をしていたことを裏付けており，焼畑耕地を中宮集落の奥地越中国

境へ際限なく広げていたらしい。同じように，瀬戸より木滑への越境出作りも焼畑を経営していた。

結果は，尾添の越境出作り31戸・156人，瀬戸の越境出作り10戸・39人は共に加賀藩領へ移住することとなった。尾添・瀬戸の越境出作りは季節出作りの可能性が強いと思われるが，出作りにとっては加賀藩領の中宮・瀬戸の出作り先に移住できれば最善であったが，現実には非常な遠隔地の能登半島の山地への移住となった。具体的には，能登国鳳至郡山是清村（現門前町山是清）へ尾添22戸91人と瀬戸10戸39人が，鳳至郡鎚川村（現門前町鎚川）へ尾添9戸65人が移住させられた。

移住地先の山是清・鎚川も出作り地であった。山是清は「山是清分之高但先規より所に百姓無御座，近在七ヶ村より出作り仕来申候」「山是清は山畠所」と記す(『白山収公一件』，寛文10年)。山畠とは焼畑のことらしく，移住前山是清は焼畑，出作り地であったが無人の山地であった。鎚川については「鎚川村者高之内，近在壱ヶ村より出作仕候」「鎚川村者山かせぎ有之所御座候條」と記す（『白山収公一件』，寛文10年)。移住先鎚川の山地は焼畑農耕向きではなく，「山かせぎ」用の山地であった。藩にしてみれば，山地樹林を伐採・火入れして畑地に転換させる技術をもちあわす白山麓の出作り民を，能登半島の遊休山地へ移住させ林野を有効利用する施策で，不利な選択ではなかった。現在の山是清は，山地に立地するわりには水田が開けている。越境出作り民にとって移住先山地は標高が低く，傾斜も緩く，自己努力によって水田耕作が可能となった。この移住策は，出作り民・加賀藩の両方にも得策であったのではないかと推察する。

2．白峰より杖川源流域へ

越境出作りは他村領域の焼畑用山地すなわちムツシを請けておこなわれる。白山麓では請作の時も「一作売渡し」の文言を使用する慣行がある。ムツシ売買文書の書式中，売主・買主を検討し，その結果売主・買主の出自村が異なり，さらに買主（請作人）が牛首村（白峰村白峰）住人の場合は，白峰よりの越境出作りに間違いない。次に紹介する二つの資料は，『白峰村史』下巻に記載されている織田平助家所蔵文書である。最初は，白峰より杖村(旧新丸村杖，現小松市津江廃村）領域への享保十年(1725)時の越境出作りに関するものである。

一作売渡申むつし之事

壱ヶ所，有坪者庄地谷，在所与買取申分不残，境西ハミ山切境，東ハ谷通り境，北ハ一ノセ之向，かつら木向尾通り境，南ハ丸山通り境，

壱ヶ所，有坪同所，我等長キ買置申むつし之内，境ハ，西ハミ山切境，北ハ丸山横谷尾通り境，南東ハ柳之尾通りさかい也，

右貳ヶ所，壱作今日売渡，代銀壱貫目請取申候，然上ハ，貴殿御勝手次第ニ御作り可被成候，右むつし炭やき被成候共，上付其跡御作可被成候，桑之儀ハ，支配被成候分ハ，御こき可被成候，支配無キ所ハ，在所之支配之方ニ而御座候，我等も跡買取候も，此通り御座候，貴殿も此通り支配可被成候，畑之儀ハ如何様共，御勝手次第御作可被成候，小屋道貢(カ)之儀ハむつし之木ハ不及申，各在所山之内ニ而も，雑木之分ハ如何様共御切取可被成候，我等庄地谷長キ買取申むつし，上に御座候木少ニハ可進候，右一作売渡申所，紛無御座候，為後日村庄や，長百生(ママ)加判證文仕所，仍而如件，

享保拾年八月十七日

杖村売人　惣左衛門　印
同　断　　又　　八　印
庄　や　　藤　　助　印
　　三郎左衛門　印

牛首村　　利右衛門殿

（『白峰村史』下巻，p.793）

加賀側のムツシ文書型式では，貸借契約の時は「一作売渡」と書き，売買契約の時は「永代売渡」と書き記すことがある。したがって，この文書の「一作売渡申むつし之事」という表題の意味する実態は，売買ではなく貸借を約定するものである。具体的には，牛首村利右衛門が杖村地内のムツシで越境出作りをした際の文書で，ムツシ所在地は杖川左岸支谷ショウジ谷の左岸，現在の平助山に関するものである。ムツシは二ヶ所に分かれていること。年貢代は銀1貫目であること。「作り」すなわち焼畑を含めた農耕は自由であること。炭焼きと養蚕のため山桑をこく（摘葉すること）等は自由であること。小屋道貢（出作り小屋の建材か）調達のためムツシ領域内はもちろん杖村共有林領域内の雑木を伐採してもよいこと等に触れているが，貸借年限については言及されていない。牛首村利右衛門は，村有数の旧家で，

対象ムツシは杖村共有地内にあったらしく，杖村側署名には庄屋・長百姓を含め3人連名である。契約内容には，例えば「永住出作りは禁止する」，「副業としての木製品作りを禁止する」等という禁止事項がまったく見られない。

次のものは，丸山村（新丸村丸山・現小松市丸山町）より杖村への越境出作りに関する，寛保元年(1741)のムツシ文書である。

い作売渡申むつし之事

有坪ハ，庄次谷ひなたひら，牛首村平助支配，嶋村吉右衛門作不残，右之代銀三百三十五匁，慥ニ売渡申所実正也，然上ハ，右之むつしい作支配可被成候，為後日連判如件，

寛保元年酉七月廿三日

杖村庄屋	宗左衛門	印
同	三郎左衛門	印
長百姓	九郎左衛門	印
同	籐左衛門	印
百姓惣代	七右衛門	印
同	次郎右衛門	印

丸山村　長吉殿

（『白峰村史』下巻，p.794）

丸山からの越境出作り長吉が請作したショウジ谷ひなたひらのムツシは，長吉の契約以前には，牛首すなわち白峰の平助，さらに島すなわち桑島の吉右衛門が請作していたと書き記し，杖村共有地へ白峰・桑島・丸山等より多くの越境出作りが進出していたことが分かる。そして，各種禁止事項については全然触れてはおらず，年貢代のみを書いている。貸借年限については，先に紹介した享保期の文書と同じく記載がない。1700年代のムツシ文書では，請作年限に関しては記載しない慣行があったのだろうか。

杖村地内，江戸時代享保・寛保期の二戸の越境出作りのムツシ貸借文書について，生業上の規制事項が一切ないことは，杖村としては出作り当事者が自村，他村であれ，全く出自によって差別をつけず平等視していた結果と思われる。1700年代後半の二戸の越境出作りは，永住出作りか季節出作りか文書内容からは判然としない。例えば，越境出作りが永住出作りであって，積雪期に冬籠もりし，契約ムツシ外の共有地樹林を勝手に伐採して不法な生産活動をしても，地主側杖村は多量積雪を克服して山地を駆けめぐる技術をもちあわせており，越境出作りを四季を通して監督する能力は十分であった。杖村は，稲作水田は廃村時一枚もない環境下の集落で，農耕は焼畑・常畑による雑穀栽培に全面的に依存していた。杖村地内に越境出作りする者は，山地を利用した焼畑で食料調達する点では，杖村集落の人と全く同質の人々であった。織田平助家文書には，この二つの文書以外にも，杖村地内への白峰からの越境出作りに関するものが多い。文書中には「深山境」「小尾境」，さらには「鎌掛け」というような特殊的語彙が使用されている。深山とは，尾根筋近くの海抜高度の高い山地を指す。深山を焼畑のため伐採すれば冬季には雪崩を誘発する。小尾とは，尾根でも分脈的な小さな尾根を指す。鎌掛けとは，請作年期の一種の数え方である。焼畑のためには火入れ前年に草木を鎌やヨキで伐るわけであるが，それも請作年期に組み入れる方式を意味する。これらの語彙は，四六時中，山地や焼畑と関わり続けた者同志でしか通用しない性質のものである。越境出作りに対して，杖村の庄屋・長百姓は生活や生業上では同士感をもち，また手取川水系さらには同じ行政領域（領国や天領）に住む者としての親近感をもちあわせていたに違いない。したがって越境出作りは，後述する越前側に見られる細部にわたる生活上，生業上の規制はなく，安定した出作り経営が行われていた実態が見られる。

越前領域への越境出作り

1．白峰より勝山湯の谷・暮見（くれみ）谷・牛ヶ谷へ

越前側の越境出作りに関する文献資料中，最も古いものは1600年代初頭のもので『稿本勝山史料』村方(23)（勝山市史編纂室所蔵）に見ることができる。けれどもこの資料は出作りそのものを直接的に意味したものではない。

山畑なぎすて

今度上どうし村の湯の谷の山ばたをふくろた町の者共，七月十六日の日なぎすて申候えば，上どうし村の青木清左衛門様へ申上候処，則なぎすて申町人をよびいたし，御せいばいを被仰付候へ共，我々町中の者共かはんを仕候て，御わび事申上候処，御きゝわけ被成下置奉存御事，右の山ばたをうけ作り申者共はうしくび村の七

郎右衛門，孫左衛門，兵四郎，四郎三郎此者共にて御座候故にて，此者共の御年貢は，青木清左衛門様うはなしに杉板二間くれ二千まい指上げ申候，又同寺村の山手は大豆二石にて御座候とうけたまわり候処，われわれくはんたいを仕候故に，うしくび村の四人の者共の飯米として，大豆十石とひゑ十五石当くれに急度相渡し可申候，為其に後日の証文仍如件

慶長六年七月廿一日

ふくらだ町
新兵衛　（印）
才　助　（印）
権右衛門　（印）
（外二八名）

上どうし村
おもや殿
弥兵衛殿
参

文書の意味する内容は何かを考える際，文書表題さらに文書中の「なぎすて」というのは，どういうことを意味するかの解釈が問題となる。「なぎすて」に関して佐野光臣氏は，「焼畑のために雑木や草を伐りたおすことでないか」と解釈した（1989）。白山麓の一連の焼畑語彙では，焼畑は「ナギハタ」それを省略して「ナギ」という。最初の作業は樹木・草を伐採するもので「ナギカリ」，乾燥後の火入れ作業は「ナギヤキ」である。伐採作業は「ナギステ」と言わず，「ナギカリ」と言うのが一般的のようである。さて，文書に記すナギステとは，ナギ即ち焼畑を表記の文字どおり「棄てる」ことである。焼畑耕作者が，自作にしても請作にしても，焼畑を自らの手で途中で棄てることは，あり得ないことである。焼畑を途中で棄てるための具体的作業は，青刈りすることである。樹木・草を自らの手で伐採し，乾燥し，火入れし，播種して耕作を続ける途中で，自らの手で収穫前に青刈りして放棄することは，殆どおこらないことである。文書の場合は，牛首村の4名の焼畑（山畑）を袋田町の者共がナギステ，すなわち青刈りして焼畑を棄てさせ，防害したと解釈した。

焼畑の青刈り事件が発生した「湯の谷」とはどういう谷なのであろうか。文書に記す「上どおし寺」とは浄土寺のことで，現在の福井県勝山市村岡町浄土寺で，集落は浄土寺川の河岸段丘，法恩寺山の山麓末端部に位置する。浄土寺川の源流部を「湯の谷」といい，現在浄土寺ダム副ダムが建設されている場所より上流域にあたる。湯の谷（浄土寺川）と暮見川の源流山地，法恩寺山西斜面山地を総称して「奥山」という。この奥山の支配権をめぐっては，中世・近世の長い年月にわたって，近郷村，平泉寺，勝山町の三者が激しく対立してきた歴史的過程がある。

なぎすてとは，「焼畑を青刈りして放棄することである」との視点にたてば，文書の意味する具体的内容のあらましは，慶長6年（1601）7月16日，袋田町（勝山三町の一つ）の者共が，浄土寺村湯の谷地内の焼畑を青刈りして棄ててしまったので，浄土寺村が代官青木清左衛門に訴えた。この山畑（焼畑）は，牛首村（現石川県白峰村白峰）の4名が請作していたもので，年貢は代官へは杉板2間とくれ（栗木羽板）2千枚，浄土寺村への山手役として大豆2石である。袋田町より，請作人4名の飯米（焼畑では稲作すなわち米は栽培できないので主穀の稗となる）として稗15石，大豆10石を浄土寺村へ当年暮に納めるという詫び状であろう。湯の谷を含めた奥山をめぐる紛争は，「山畑なぎすて」一件以後も絶えなかった。慶安元年（1648），境界山地現地で，勝山町と近郷4ヶ村との間で，棒・脇差で脅迫するという事件が，さらに寛文11年（1671）には法恩寺山で，勝山町と近郷七ヶ村との間で，棒・木刀で乱暴する事件が発生している。

この文書で注目したいのは，江戸時代以前，越前側領域内の浄土寺村湯の谷へ，白峰村白峰より4名が遠距離を克服して出むき，焼畑をしていたことである。文書には「出作り」という語彙を見ることはできないが，多分焼畑は出作りによって経営されていたと思われる。この4名は，年貢として杉板と栗木羽板を納めていたことも注意すべき点である。杉は山地に自然生えのものがあり，この自然生えの杉より木挽き作業で板は作れる。対するに栗は自然生えのものもあるが，栗材を利用して数千枚，数万枚の屋根板量産は，自然生えの栗だけでは追いつかず，半植林のような栗の管理がなければ成立しない。栗は，木の実採取と栗材利用の二つの面で，出作りにとっては有用樹である。栗木羽板が量産できるためには，まとまった樹木本数が，植樹から30～50年を経ていなければならない。慶長6年（1601）に栗木羽板の量産を可能にするためには，1500年代の半ばころには既に栗は植林され，管理されていなければならないことになる。湯の谷への白峰よりの越境出作

りは，江戸時代をさかのぼる中世の1500年代には，定着化していたと推察できよう。

1600年代の中期，白峰村白峰の織田利右衛門家（現当主は織田日出男氏）の先祖が，越前側の暮見谷（現福井県勝山市暮見町地内でスキー場領域内）に出作りしていたという記録がある。この記録は，『白峰村史』下巻，織田利太郎家文書の「家の規矩」の後筆，罫紙とじこみに記すものである。

当家我等与七代ノ先祖ヲ利右衛門，法名ヲ道願ト申候，御同人始メテ立身致シ候原由ハ，万治元戌年三月越前国大野郡勝山地内暮見谷ト申所貳拾ヶ年之間出作農業入精シ農事ニ一心ヲ極メ，戸外へ出ル時ハ鎌鍬ヲ離サス他事ニ心掛ケズ農務一心ナリ……（中略）……延宝五巳年十一月帰村，家建再建仕候由此道願殿ヲ当家・元祖ト仕候，爾今於テ右作跡ヲ利右衛門作リト唱ヒ候也，……（略）……元禄十二卯年六月廿三日死去仕候……（略）……寛政三亥年十一月十日取調理記録置候也

この概要は，初代利右衛門が万治元年（1658）3月に，越前側暮見谷で，20年間の請作契約で出作り農耕に精進し，年期がきれた延宝5年（1677）11月に白峰へ帰って家を建て一家を再起し，元禄12年（1699）6月23日に死去したことを，寛政3年（1791）に調べて記録したというものである。越境出作りを始めた万治元年と，それを調べて書き留めたのが寛政3年でその間に約130年間の隔たりがあり，信憑性の上で問題がありそうであるが，利右衛門の初代より6代までの各人の法名と死去年月日がしっかりと明確に記録してあり（『白峰村史』下巻，p.454），資料としての信憑性はかなり高いと思われる。

初代利右衛門が暮見谷に出作りした期間が「20年」というのは，1600年代の越境出作りに対しての契約年数を示すもので興味がある。また，延宝5年の帰村時「家建再建候由」と記してあるので，帰村に際し白峰集落内に家を新築した事実の記録らしい。これは裏を返せば，延宝5年までは白峰集落に自己所有の家がなかったということであり，織田家は暮見谷で冬越しする永住出作りをしていたことを暗示する資料といえよう。さらに織田家の出作り先は，暮見谷以外にも新保のくら谷（現小松市新保町地内），打波山（現福井県大野市上打波地内）にもあり，暮見谷を含めた三地域に「利右衛門作り」という地名が残っていることも記している（『白峰村史』下巻，p.441）。すなわち織田利右衛門家は，延宝期以前，越前側では暮見谷・打波山，加賀側では新保等の三ヶ所で越境出作りを永住出作りでしていた可能性が強い。

1700年代にはいると，越境出作りに関連する文書が多くなってくる。これは一つには，越境出作りそのものの範囲が広くなったこと，他の一つは出作りやムツシ貸借慣行が文書契約でされるようになったこと，さらに宗門人別制の厳守等の社会，経済制度の規制化が進んだこと等の二面性が考えられる。この期の越境出作りは，4・5名（戸）の小集団で山地・ムツシの貸借関係を結ぶ傾向がみられることである。1600年代初頭の浄土寺村湯の谷地内の場合も4名で契約を結び，年貢は杉板2間，栗木羽板2千枚，大豆2石等は4名共同で負担していたようである。出自村より異国の土地に来て，単独で交渉するのと小集団で交渉するのとでは，後者が心理的，実務的の両面で有利だったに違いない。小集団で契約した事例は二つみられる。一つは宝暦4年（1754），白峰村白峰の孫右衛門・孫四郎・四郎兵衛・甚兵衛・庄六は5名連記で，牛ヶ谷村（現福井県勝山市野向町牛ヶ谷）との間でムツシ請作契約をしている。この文書には年期や年貢代は記されていない（『勝山市史資料編』第2巻，p.657）。関連して，文化2年（1805）には牛ヶ谷地内の白峰よりの越境出作り数は9人で，4人増となっていた（『勝山市史資料編』第2巻，p.664）。他の一つは，明和7年（1770），白峰村白峰の4名は連記で，勝山三町との間でムツシ請作の契約をしている。このムツシ文書の特色は，山地を農耕地として貸借契約する際の型式体裁が整ってきたことが読みとれることである。そして越境出作りの日常生活は，貸手側の勝山町によって細々と禁止事項が列挙され，各種の制限がかけられていて，非常に参考となる。全文は次のとおりである。

むつし山一作請証文之事

むつし山壱ヶ所　西ハ一本松一之落目婦与南指尾を境
東ハ大杉沢与小丸山を境
北ハ大師谷川水流を境
南ハ南又谷川水流を境

請代金　三拾両也

内渡方　金拾五両也　卯六月限
金拾五両也　辰六月限

〆外ニ銀拾五匁也　何年ニ而も一作相済候迄ハ

毎年秋中に相立可申候，但山年貢也

一　右むつし山之内，作畑之外ハ木草等伐苅之義御勝手次第是迄之通御立入可被成候，毛頭申分無御座候

一　右請山ニ付相定申山法度之事
作小屋四軒之外立申間敷事
作小屋ニ一切人宿人寄せ致間敷事
薪類並萱木草売出し申間敷事
右境之外へ一鍬も開出し申間敷事
作場上り畑に相成候分，其年限リニ御改請可申候事

一　歳々穂之実取入次第在所へ罷帰リ山籠仕間敷事，然共作小屋守リハ御差置可被下候
右ハ勝山町惣御百姓中持分奥山之内，右書面之通相定むつし山一作請仕候処実正ニ御座候，則請代金三拾両之内来卯正月限拾五両，辰六月限拾五両，合金三拾両也，外ニ畑作致候内山年貢として毎年銀十五匁並作り初尾粟八升宛，町庄屋中迄急度相納可申候，ケ様ニ相究出作り仕候上ハ，御法度条目前書之通堅相守可申候，万一此上ニも我儘かもしき義有之候ハヽ，何時ニ而茂請所之山御取放し可被成候，其筋一言之違義申出間敷候，為後年むつし山一作請証文相渡申所仍而如件

明和七庚寅年七月　　作人
牛首村　　新左衛門
同　　助　　七
同　　助五郎
同　　三郎左衛門

勝山三町
庄屋中
惣御百姓中
（『勝山市史資料篇』第2巻，p.840）

記録内容は前半・後半に分かれ，前半は請作山の範囲領域や請作代金と納入方法を決め，後半は請作出作りの生活上の規制事項を決めている。具体的には請作代金は金30両，ところでこの請作には年限が定めてない。それを補う形で，請作を続けると1年1年に山年貢として銀15匁を納めるという方法で処理している。さらに毎年初尾（初穂）として粟白米（精白した粟）8升を納めさせている。文末に見る請作人は，牛首村現白峰村白峰の新左衛門，助七，助五郎，三郎左衛門の4名であり，請作代金，山年貢・初穂料は4名の共同責務となることである。越境出作り先が，近隣集落でなく遠く国境線を越えて行われる時は，単独より複数か小集団で出むく方が，何かと都合が良かったらしいことを，この文書と宝暦4年牛ヶ谷の事例は裏付けている。

「むつし山之内，作畑之外ハ木草等伐苅之義御勝手次第」の文言は，基本的には焼畑以外に，請けた山地の樹木・草を伐採することの自由が保障されていることを表している。白峰村のムツシ請作文書では，「貴殿御勝手次第御支配可被成候」と書き，伐採することの自由保障と共に，植林とそれを育樹して伐採することの一連の樹木管理の自由も保障するのが慣行となっていたので，この越境出作りもムツシに桑を植樹したり，杉・栗等を植樹したりすることも「木草等伐苅之義御勝手次第」の表記中に含まれていたと推察する。

日常生活上の法度では，出作りの住居建物は4棟以上建てることの禁止。これは4人で請作しているから1戸が1棟以上は建築禁止となる。出作りに他人を宿泊させることの禁止。薪・茅等の商いすることの禁止。請作山の範囲外で耕作することの禁止。耕地を常畑にした時はその都度請作条件を改めること等を決めている。そして最後に，収穫後は牛首村へ帰り，出作り地で越冬生活をすることは禁止するが，「小屋守り」具体的には出作り住居の除雪を担当する者は住んでもよいとしている。つまり，勝山町では，季節出作りは良いが，永住出作りは禁止している。

ところで，このムツシ請地すなわち出作り地は，「出し谷（文書では大師谷）」で通用している湯の谷源流と，支流南俣谷（文書では南又谷）の合流地付近で小字地名は「坂の上」といい，出し谷と南又谷にはさまれたような地形の場所である。この「坂の上」を中心に出作りは戸数を増やし，「一本松」出作り群を形成するようになり，明治34年には分教場が開設された土地でもあり，明治43年測図の5万分の1地形図には8戸の出作りが読みとれる。この一本松・坂の上は，浄土寺集落から湯の谷渓谷を約5㎞さかのぼった僻地にあり，現在の浄土寺ダム副ダムの上流にあたる。ダムはV字型の険しい峡谷地形を利用して建設するから，一本松・坂の上の険阻性・隔絶性が理解できよう。江戸時代明和期，このような山間部で禁を破って永住出作り・越冬生活をしていても，それを取締まりしようにも実際は不可能に

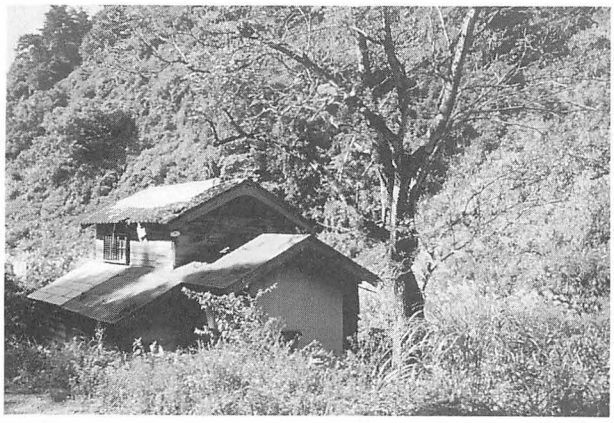

写真１　一本松・板取りの小端の出作り小屋
まだ使用しているらしく，屋根には雨漏りを防ぐシートがかけてあった(1996.10)。

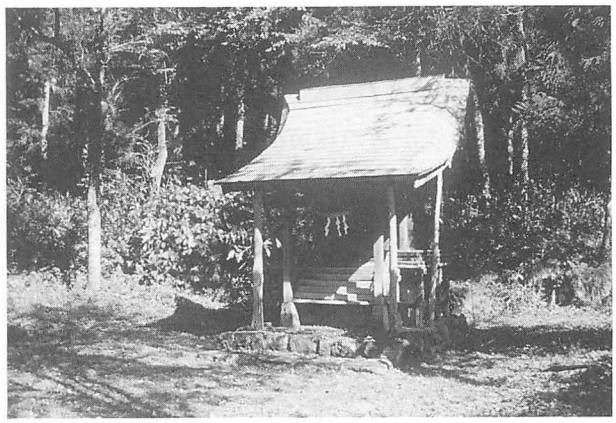

写真２　一本松・板取りの小端の神明神社小祠
昭和46年以後，毎年9月11･12日，旧住民が集まりお祭りをしている(1996)。

表３　牛首（白峰）風嵐、三谷からの越前側越境出作り一覧（重複するものもある）

年　号	西暦	出　作　り　地	出　自	氏　　名	出　　典
慶長６	1601	湯の谷、一本松	牛　首（白峰）	七郎右衛門、孫左衛門、兵四郎、四郎三郎	『稿本勝山史料』
万治元	1658	暮見谷	牛　首	利右衛門	『白峰村史』下巻
宝暦４	1754	牛ケ谷	牛　首	孫右衛門、孫四郎、四郎兵衛、甚兵衛、庄六	『勝山市史資料編』２巻
明和７	1770	湯の谷、一本松	牛　首	新左衛門、助七、助五郎、三郎左衛門	〃
天明５	1785	平泉寺、山家、台野山	牛　首	九郎三郎	『平泉寺史要』
天明６	1786	平泉寺、山家、台野山	牛　首	小左衛門（幸左衛門）	〃
寛政４	1794	平泉寺、山家、台野山	牛　首	長右衛門	〃
〃	〃	〃　、〃　、稗田	牛　首	新助	〃
享和元	1801	平泉寺、山家、十月、川北	牛　首	孫八	〃
文化２	1805	牛ケ谷	牛　首	九人（人数のみ氏名は不明）	『勝山市史資料編』２巻
文化８	1811	平泉寺、山家、ガラリ平	牛　首	長右衛門	『平泉寺史要』
文化13	1816	平泉寺、山家、台野山	牛　首	善佐	『平泉寺史要』
文政６	1823	平泉寺、河合地山	牛　首	五郎兵衛	『勝山市史資料編』２巻
文政13	1830	木根橋、山境	牛　首	元治郎	『勝山市史資料編』２巻
文政13	1830	湯の谷、一本松	牛　首	利右衛門、助七	『稿本勝山史料』
天保２	1831	暮見谷	牛　首	吉右衛門、新左衛門	『勝山市史資料編』２巻
天保２	1831	平泉寺、山家	牛　首	小左衛門、善十郎、孫八、五郎兵衛、新助、直次郎	〃
天保３	1832	平泉寺、山家、台野山	牛　首	清太夫	『平泉寺史要』
天保５	1834	湯の谷、一本松	風　嵐	四郎右衛門	『稿本勝山史料』
〃	〃	〃　、〃	牛　首	平左衛門	〃
天保７	1836	〃　、〃	牛　首	市右衛門	〃
〃	〃	〃　、〃	牛　首	助七、利右衛門	〃
〃	〃	〃　、〃	牛　首	藤右衛門	〃
天保８	1837	〃　、〃	三　谷	太兵衛	〃
弘化２	1845	〃　、〃	牛　首	助七	〃

近いことである。補足すれば，山法度を守っているかの確認のため，勝山町より浄土寺経由で一本松へは，積雪２～３mの雪道を雪崩の危険を冒して徒歩で到達することは，猟師以外は不可能であり，積雪期には出作り地はある種の治外法権領域であった。永住出作りの禁止や他人宿泊の禁止を法制化しているが，取締まりが不可能を逆手に，小屋守りは当然の権利として生活し，加えて女性・子供も越冬していたのではないかと推察する。「山籠り」は禁止であったが，「作小屋守り」の冬越しは良いとした規制は，永住出作りの事実上の黙認に等しい。この傾向は時代経過と共に「山籠り」事項を空文化させ，一本松出作り群は「村」としての独立性を要求する動きを起こしている（『勝山奥山の歩み－芳野原開

拓ー』，p.27)。

2．白峰より平泉寺女神川源流（山家）へ

ところで1700年代後半，平泉寺村（現勝山市平泉寺町）は，白峰からの越境出作りの冬籠り即ち永住出作りに対しては何らの規制もしていない。『平泉寺史要』（平泉寺村役場，1930)には，出作りに関する寛政4年(1751)，天明6年(1786)，文化8年(1811)の文書資料が三通紹介されている。天明6年の「今般御願申上山入仕候に付定證文之事」は，牛首村小左衛門が平泉寺村と交わした「山入」「切畑」，別な表現では出作り・焼畑に関する証文である。内容は三つに分かれる。一つは出作り地とその年貢，二つ目は出作りの厳守事項と禁止事項，三つ目には2月中は宗門改寺請状は牛首村へ行くことが不可能なので雪が融けるとすぐ手続きすることの申し出である。

まず,「一　私儀牛首村之出生則七郎左衛門与申者之世倅に御座候処,居村作所おもわ敷からず候に付,当平泉寺村河合地山之内へ先々より為山番両人被差置候，衆中之並に御山に被差置，切畑作仕度段御願申上候処，各様方御聞済被下難有奉存候，然る上は壱ヶ年に御山手米三俵壱斗納宛，毎年急度無相違上納可仕候，……後略」と記す。出作り先は「河合」で，地名より判断すると辨ヶ滝のある谷出(たにだし)谷と女神(おながみ)川本谷との出合付近,本谷右岸の山地と考えられる。「山手米」とあるが，焼畑では稲作はできないので3俵1斗は米でなく稗と思われる。これは，慶長6年(1601)の「山畑なぎすて」文書で「飯米として大豆十石ひえ十五石」と書かれているのと同じ意味で，「飯米」と書いてあるがなぎ即ち焼畑では稲作ができないので稗となったものである。なお，この山入（出作り）には年期が限定されていない。

次に,「右山之内切り畑,並に桑之木等植付候儀は,先々より被居候両人之衆中，並に相働，御山法急度相守可申候，然る上は木地鉢，こしき，其外之細工物等，決而仕間敷候，山番之義，両人之衆中之通，急度相守，他所他村より伐苅仕候はゞ召搦置，早速村役人様方へ御注進可仕候，……後略」と記す。補足すれば，焼畑営農，桑を植樹し養蚕をすることは先住両人のように働いてもよい。木製鉢，雪掻(かき)板(こしき)等の木製加工品を作ることは固く禁止である。他所他村から侵入してきた不法な樹木伐採者の逮捕や注進等の山番の勤めは，先住両人のとおり守ること等に関して誓約する内容である。ここで注意すべきことは，焼畑跡地に山桑を植樹し養蚕をすることを奨励していることである。平泉寺村を貫流する女神川の源流山地は広い。この山地は，緑肥用の柴(しば)(灌木)・葛(くず)葉・草等，屋根材料の茅(かや)，雪垣用の葭(あし)等の共同採取地として，平泉寺集落に居住する水稲農家が入会権を持ち無料で活用できた。越境出作りの進出によって，無料の共同利用山地の一部が，有料利用地の焼畑地に変わるのである。桑畑についての役金は，村は桑畑面積の規模により，「桑畑運上」を銀にて算出し，さらに米で換算納入させる方式をとった（『平泉寺史要』，p.382)。僻地に立地した焼畑出作り経営者にとっては，養蚕・繭はかけがえのない現金収入源であった。出作りの桑畑運上代は，換金した銭で米を求めることができるから，過度な負担ではなかった筈である。平泉寺村にしてみれば，水稲農民が山の口明けを待って共有山地を無料利用する入会慣行よりも，越境出作りが山地に住み，共有地の違反者を取締り，さらに焼畑年貢代・桑畑運上代を納入してくれる慣行の方が，山地よりの幾ばくかの現金収入が得られることもあり,得策であったろう。

木製鉢・雪掻板等の木製品作りは，出作りの積雪期の副業として行われるのが一般的であるが，平泉寺村ではこれを禁止している。無雪期には農耕・養蚕等に多忙で木製品作りはできない。出作り住居より海抜高度で高い位置に自生する有用樹は，積雪期には低い灌木は多量積雪に埋まり，いとも簡単に運搬できるようになる。具体的には，木製品原料木は凍結した雪面を滑走させることにより，容易に目的地へ運ぶことが可能となる。したがって，積雪期の木製品作りは雪のせいで効率よくおこなわれる。木製品作りは禁止であるが，その取締り実務は，女神川源流地の出作り地は積雪期には治外法権的領域となるため，実質は不可能なのである。木製品作りの禁止事項は，実体は空文化されていたと思われる。それを裏付けるように，その後の請作証文にはこの項目が見当たらない。小左衛門が請作証文を交わした46年後の天保3年(1832)の牛首村清太夫と村が交わした「奉差上出作御請證文の事」には，木製品作りを含めて細々とした規制事項は姿を消している（『勝山市史資料編』第2巻，p.430-431)。

三つ目には,「宗門之儀，代々一向宗裏林西寺旦那に紛れ無御座候，此度寺請早速取参上可申之処雪中故牛首村江罷越候儀,未だ難相成候に付……後略」と記す。文書の年月は，天明六午ノ年二月であり，「二月」に注意すべきである。宗門人別の手続きのため，親寺の牛首村林西寺へ往復することは非常に

難儀のため，遅れることの許しを乞うものである。厳冬季の2月は，積雪量は最大値となり雪中徒歩の大障害となり，また2月の大気気温は最低となり国境の谷峠（海抜高度約910m）を克服するためには気象条件も最悪なので，越境出作り地より国境分水嶺山地を越えて，牛首村往復を避けたわけである。この内容の背景として，小左衛門は既に女神川源流域で，永住出作りとして冬籠りすることは認められていたわけである。したがって，先住住民の次郎平・三七も永住出作りであった可能性が強い。宗門人別に関連して，天保2年(1821)「平泉寺村宗門改帳」（『勝山市史資料編』第2巻，p.404-429)には，平泉寺村惣地山家に居住した住民に関しても詳細に記録している。これはとりもなおさず，女神川源流域の出作り民の記録である。9戸の出作り中，牛首村林西寺門徒が6戸であり，具体的には山家小左衛門，善十郎，五郎平衛，孫八，新助（武兵衛の地名子)，直治郎（武兵衛の地名子）である。他の3戸は，勝山浄願寺門徒が2戸，福井本覚寺門徒が1戸である。補足すれば，平泉寺共有地内の出作り全部が越境出作りであり，平泉寺集落からの出作りは1戸もないという実態である。そして越境出作りの三分の二が白峰よりの出作りであった。

なお，平泉寺山家共有地内で徴収した「御山手(地代)」と「桑畑運上」を記録した一覧表（『平泉寺史要』，p.380-381）には，出作り21戸（重複記録2戸）が記載されている。その中，8戸と清太夫(『勝山市史資料編』第2巻，p.430-431の天保3年文書より出自を判定）計9戸が牛首，1戸が一ノ瀬（現在の市ノ瀬）からの出自である。すなわち記録出作りの約半分10戸が，手取川水系より加越国境を越えて九頭竜水系山地へ出てきた白峰村の人達であった。

関連して，山家の出作り戸数の推移は，明治29年時の郵便配達用の「平泉寺内散在居住民略図」（勝山市史編纂室所蔵）には，五郎平エ，八郎，谷出，ガラリ，幸左エ門，赤壁，保月，大平の八地名が記入してあり，少なくとも8戸の出作りがあったことが分かる。そして昭和5年『平泉寺史要』の出版時には4戸に減少していた。

越境出作りと出作り先とのトラブル

越境出作りの中には，請作開始時に取交わした山法度を守らなかったことが多々あったようである。『稿本勝山史料』村方（20）松村家文書には，文政13年(1830)，牛首村（白峰）の助七・利右衛門が一本松にて，山法度を守らなかったので出作り地よりの退去命令を受けたのに対し，牛首村の十郎右衛門・村奥右衛門によって詫言が提出されたことを記録する。また，『勝山市史資料編』第2巻，石畝久弘文書には，文政13年(1830)，牛首村（白峰）元治郎が木根橋村境付近で山盗みをした件に関し，取締りの山番役が怠慢であったからとして，証文を提出したことを記録する。さらに，『稿本勝山史料』村方(26)浄土寺文書には，弘化2年(1845)，牛首村（白峰）助七が，一本松杉沢で杉を伐採したことで詫状を提出したことを記録する。助七という実名が2回出ている。白峰からの越境出作りは，出作り先で規制事項をかい潜って図太く生きていたことを裏付けている。文政13年の助七・利右衛門の違反事実は，具体的にどのようなものかは不明である。一本松の山法度では，永住出作りは禁止であったが，この規制は有名無実であったらしいことは前述した。そして，安政7年(1860)ついに一本松は「其方共永代当領(小笠原領）百姓相成，一本松支配致候事」として永住を認められるようになる。この文書の一本松側受人に助七・利右衛門の実名が見えることから，文政の違反は多分冬籠りの禁を犯したものと推察する。出作り先の規正事項は表4で示した。

まとめにかえて

白峰よりの越前側越境出作りで，最も遠距離に位置したのは，打波川源流の打波，次に平泉寺山家・浄土寺一本松である。山家や一本松のような遠隔地をなぜ出作り地として選択したのであろうか。要因として二つの視点をあげてみた。

第一の要因は，焼畑出作りを営むための広大な遊休山地が存在していたことがあげられる。焼畑は広い休閑地を必要とするため，白峰村の基準では1戸あたり16町の林野面積が必要となる。越境出作りが最初に進出したのは近世以前のいつ頃か判然としないが，進出先は加賀・越前の分水嶺を越えた山地例えば五所ヶ原・奥河内・東山・南俣等の遊休山地であったと思われる。ところで近世初期には，白峰に近い加越国境山地には余裕の出作り地がなく，より遠方の浄土寺・平泉寺周辺の遊休山地に出むくことになる。平泉寺山家の場合，平泉寺集落は河岸段丘の上部に位置し，生業は集落より低い段丘上の水田に依存し，稲作中心の生活であった。集落より奥部山地は，集落に近い場所に限って屋根材料の茅や緑肥（雑草）の供給地として利用してきたが，女神川

表4　越境出作りを規制した越前側山法度

1．勝山町湯の谷（浄土寺川）一本松　明和7年（1770）の場合
一．出作り小屋は，1棟以外建ててはいけない
一．出作りに，他人を宿泊させてはいけない
一．薪類・かや・草等を売り出してはいけない
一．常畑になった分は，年毎に請作を更新すること
一．冬季，出作りでは小屋守以外山籠りをすることはいけない
（『勝山市史資料編』第2巻より訳文）

2．勝山町暮見谷　天保2年（1831）の場合
一．草木の伐採は自由であるが，畑地の先部（上部）斜面の伐採はひかえること
一．出作り小屋へ他人を寄せてはいけない
一．境界の外で，焼畑をしてはいけない
一．冬季，出作り小屋には小屋守をおくこと，しかし家族の冬籠りはいけない
（『勝山市史資料編』第2巻より訳文）

3．平泉寺村山家　天明6年（1786）の場合
一．木地鉢・こしき（除雪板）等の木細工物等を作ってはいけない
一．山番のつとめ（他村者の草木伐採監督）を厳守すること
一．毎年桑畑運上を面積に応じて納めなければならない
（『平泉寺史要』より訳文）

源流域山家の広大な山地は，焼畑用地ムツシとしては最適であったが，まったくの手付かずであった。この山家の遊休地に白峰の焼畑民は注目した。浄土寺一本松も，山家と同じ条件のもとにあった。湯の谷（浄土寺川）下流に位置する浄土寺の生業は，河岸段丘上の水田稲作に殆どを依存し，上流域の一本松は水源保養林か緑肥供給地以外，さして利用することもなかった領域で，白峰の焼畑民は一本松周辺の広大なムツシを熱い視点で観察し，出作り地として選択した。

加越国境に最も近い奥河内や五所ヶ原は北谷の領域である。この北谷集落は，崖錐や河岸段丘を水田に開拓し，水田中心の営農をしてきた。因みに，白峰では冬場の藁製品原料の稲藁購入先は，白峰よりの最短稲作地の北谷であった。運送は人力に全部を頼っていたから，最短栽培地はとりもなおさず最短人力運送地であり，北谷産稲藁は，「谷藁」とよばれて親しまれていた。したがって奥河内・五所ヶ原は，水田稲作を主眼とした北谷にとっては遊休地であったので，白峰よりは距離的にも近く，早い時期（多分近世以前）に越境出作り地として選ばれていたと推察する。

第二の要因は，越境出作り先が勝山町に近く，林野（山地）生産物による収益が，白峰に比較して割得であったことがあげられる。白峰の焼畑民は近世初期には，焼畑で寒冷地に適応できる山桑を栽植する技術を習得しており，豪雪山地・高冷地でも養蚕を経営する能力をもっていた（橘，1995）。同じ白山麓でも大日川水系杖（つえ）の焼畑民は，近世末期（嘉永期）でも焼畑で山桑を栽植する技術を取得していなかった（『白峰村史』下巻，p.693）。越前側の浄土寺・平泉寺には，杖と同じく焼畑による山桑栽植技術はなかったと思う。平泉寺山家では，越境出作りの養蚕経営に対して，毎年「桑畑運上」の役銀を決めていた。浄土寺一本松では，毎年「山年貢」を銀で納めることを決めていた。この山年貢は銀で納めることに留意すると，山家でいう「桑畑運上」にあたるものと考える。養蚕をしていた越境出作り群は，勝山町に近いという地理上の位置が重要である。勝山町は，平野と山地の結節点にあり物資の集散地であった。例えば，越境出作りが繭を売るにしても出自地の白峰よりは割高に売れたに違いない。白峰の場合

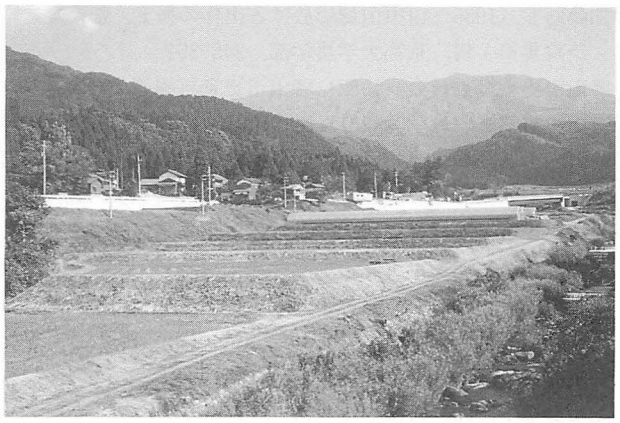

写真３　平泉寺集落と女神川（左下）
生業の中心は，河岸段丘上の水田経営で，女神川上流域の共有地は広大な遊休地であった。

写真４　越境出作りが住みついた女神川上流・山家のムツシ

は，仲介商・ボッカ（運送業者）を経て出荷されるが，山家・一本松の場合は勝山町の商家・製糸業者へ直接出荷できたから，白峰よりは割高で出荷でき収入増となった。

出作りとは，焼畑で主穀（ヒエ・アワ等）を自給し，各種の林野利用法を複合させて現金を稼ぎ，生活する営みである。越境出作りは，養蚕の外にはどのような林野利用があったのであろうか。文献から探ると，慶長６年(1601)の「山畑なぎすて」には，湯の谷での杉板と栗木羽板製作を記す。平泉寺山家での木製品禁止は裏を返せば，越境出作りが現金収入増のため活発に稼働していたから，規制強化策がとられたものと推察する。水田稲作に中心をおいてきた平泉寺・浄土寺の人々は，集落奥地の山地には関心が薄かった。遊休山地には，建材（板）や木製品（木羽板・木地鉢・雪掻板）作りの有用樹原木が放置されていた実態を，越境出作りはしっかりと見極めて進出したに違いない。これらの品々は，消費量で白峰よりは桁外れに多い勝山町へ，仲介商・ボッカを経ずに直接出荷し割高の収入をあげていた。この経済原則は支出面にも該当する。商品経済が山村に浸透してくる中世以降，出作りは自給体制が強いといってもハレの食事の米，必需品としての塩・綿布等は外部より購入しなければなかった。白峰の必需品価格が仲介料，運賃が加算されているのに対し，越前側越境出作りは白峰より割安で購入できた。越境出作りは，勝山町に近いという地理上の優位さから，収入は割高，支出は割安となり金銭出納上有利，すなわち暮らし易かったのである。

不利な要因もあった。それは，越境出作りの経営はすべてが請作であったことである。出作りを山地所有形態で分けると，自作出作りと請作出作りとになる。請作は，私有地または共有地を請けるのであるが，山家・一本松の場合は共有地請作である。白峰のムツシ請作慣行では，山家でいう「桑畑運上」が，毎年，課されることはなかった。桑畑運上は繭価格が下落すると大負担となる。あるいは，木羽屋根が瓦屋根になれば栗木羽板製作に影響した。雪掻板がスコッパになればその生産は成り立たない。社会情勢・消費動向の変動は，明治以降，山村生活者にとっては有利ではなかった。この傾向は，徐々に山村人口の減少となって表れる。自作出作りは，請作料が不要であるからその分，出作りの支出上負担は軽減される。だから社会情勢変革への耐性は，自作出作りの方が請作出作りより強かった。越境出作りは，自作出作りでなかったからムツシ請作料や毎年の賦役金が，社会情勢の変革で負担増になると，逸早く出作り地を離れることを選択する。

元来越境出作りとは，出自地の白峰周辺での出作りが総合的に不利なので，越境して有利な条件地へ出てきたのだから，越境出作り地が総合的に不利すなわち暮らしにくくなれば，次の有利な条件地を求めて稼働するのは，当然の成り行きである。

出作りの核心地白峰村では，昭和30年代後半における日本経済の高度成長期に，多くの出作りが，まず請作出作り，次いで自作出作りの順で廃絶した。越境出作りは，加賀側・越前側いずれもが請作であったというのが要因で，白峰村より一足早く最先頭をきって廃絶した。

この調査研究に関しては，勝山市史編纂室の方々や勝山市北川博正氏より貴重な情報について度々，

懇切な提示を受けた。さらに研究費については，白山自然保護調査研究会の委託研究費を充当させていただいた。あわせて感謝の意を表する次第である。

文　献

石川県図書館協会（1971）白山所属争議．石川県図書館協会．

岩田憲二（1986）白山の出作り．石川県白山自然保護センター．

石川県立図書館（1976）白山麓島村山口・杉原家文書目録．石川県立図書館．

岩田憲二（1992）白山麓の出作り．白山－自然と文化－，橋本確文堂，444-481．

加藤助参（1935）白山山麓に於ける出作の研究．京大農業経済論集第1輯，京都大学農学部．245-351．

勝山市史編纂委員会（1982）勝山市史資料編第2巻．稿本勝山史料村方(21)(23)(26)，勝山市役所勝山市史編纂室．

佐野光臣（1989）福井県側から見た白山麓の出作り．福井高社研紀要第22号，福井県高等学校社会科研究会，20-33．

白峰村史編纂委員会（1959）白峰村史下巻，白峰村役場．

橘　礼吉（1995）白山麓の焼畑農耕．白水社．

千葉徳爾（1983）いわゆる「出作り耕作」への疑問．はくさん，11－1，石川県白山自然保護センター，10-12．

平泉寺役場（1930）平泉寺史要．平泉寺役場．

増田公輔（1995）勝山奥山のあゆみ．勝山市教育委員会．

山口隆治（1994）白山麓・出作りの研究．桂書房．